

議題	新規テーマの提案
項目	リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る会計上の取扱いについて

基準諮問会議への提案の内容

提案者：経済産業省商務流通保安グループ

リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る会計上の取扱いについて
(実務対応レベル)

(提案理由)

現在、国の成長戦略（日本再興戦略、平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の一環として企業の設備投資、特にリスクの高い先端設備等への投資を促すため、経済産業省において、リース手法を活用した先端設備等投資促進スキーム（以下、「本スキーム」という。）を創設すべく検討を行っている。

本スキームの制度設計にあたっては、リース物件の借手（以下、「設備導入者」という。）に対し、対象リース取引の会計上の取扱いについての予見可能性を高める措置を講じることが必要不可欠と認識しており、現行のリース会計基準の規定にあてはめた場合の設備導入者における本スキームの会計上の取扱い、考え方について広く一般に示して頂きたい、本テーマを提案させて頂きたい。

また、本スキームにおいては、リース物件の実際の稼働量に基づいてリース料が確定する稼働量連動型リース取引（以下、「変動型」という。）も想定されているところ、現行のリース取引に関する会計基準の適用指針第 90 項では、「リース料が将来の一定の指標（売上等）により変動するリース取引など、特殊なリース取引については、本適用指針では取り扱っていない。」とされ、本適用指針で詳細な会計処理が示されていないリース取引については、実態に基づいて会計処理が行われると考えられることから（同適用指針第 89 項）、本スキームに基づく変動型が利用された場合の設備導入者における会計上の取扱い、考え方についても、あわせて広く一般に示して頂きたい。

なお、本スキームは、日本再興戦略の一環として実施しようとする施策であり、仮に産業競争力強化法案が国会で成立し、予算の裏付けがついた場合には、来年の早いタイミングでの施行が求められるという点で緊急性が高いものであるため、施行後すみやかに施策を実施できるよう、可及的すみやかに、上記に係る会計上の取扱い、考え方について広く一般に示して頂きたい。

(具体的内容)

本スキームの詳細は[資料(1)-5 参考資料]参照。

以 上